

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定計量器定期検査

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

○ 一般競争入札の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【公安委員会】

○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

○ ”

産業企画課

道路整備課

”

中山間・地域振興課

課

情報政策課

建築指導課

”

生活安全企画課

”

目次

担当課（室）

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

◎岡山県告示第二百九十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成二十九年五月二十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
新見市	上市公民館・上市市民センター	平成二十九年七月三日
	新見市哲多支局	"
	井倉公民館・井倉市民センター	"
	土橋交流センター	"
	熊谷公民館・熊谷市民センター	"
	新見市大佐支局	"
	新見市神郷支局	"
	新見市哲西支局	"
	"	"
	新見市地域福祉センター	"
	"	"
	"	"
瀬戸内市	瀬戸内市役所長船支所	十八日
	"	"
	瀬戸内市役所牛窓支所	十九日
	"	"
	"	"
	瀬戸内市役所	二十日
	"	"

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〃	〃
〃	〃
〃	二十一日
一三〇	一〇三〇
一三〇	一三〇
一五〇	一五〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

◎岡山県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山初和字虬ノ根四七八番一地从先まで	新	六・九〇 五九・一	六三五九・〇
真庭市蒜山下長田字稗原九五四番七地从先を経て	新	九・二〇 六九・四	六二五一・七
真庭市蒜山下長田字原下河原一八〇六番二地先を経て	新	六・九〇	六三五九・〇
真庭市蒜山初和字虬ノ根四七八番一地从先	旧	六・九〇	六三五九・〇

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 長屋賀陽線
 三 道路の区域

真庭市蒜山下長田字稗原九五四番七地先 まで		五九・一	
--------------------------	--	------	--

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番七 地先から	高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番七 地先から	新	八・八〇 三七・八	八一・五
高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番九 地先まで	高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番九 地先まで	旧	八・五〇 一四・〇	一一二・〇

一 道路の種類 県道

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

二 路線名 福田老松線
 三 道路の区域

区 域		
新 旧 別	新	旧
幅 員 (メートル)	七・三 一・五	七・二 七・七
延 長 (メートル)	二二〇・〇	二二〇・〇

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

◎岡山県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
福田老松線	長屋賀陽線			高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番七地先から 高梁市中井町津々字山神追一六九七番一地先を経て 高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番九地先まで 倉敷市西中新田字焼山一三三番九地先から 倉敷市西中新田字八反地三二〇番一九地先まで	平成二十九年五月二十三日

〔一六三〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市	高梁市	調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
平成二十八年八月	平成二十七年四月			新見市 地籍図及び 地籍簿	高尾の一部	平成二十九年四月二十 五日
平成二十七年五月	平成二十九年一月			高梁市 地籍図及び 地籍簿	中井町西方 の一部	平成二十九年四月二十 五日

〔一六四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

平成29年度テレポート岡山非常用発電設備精密点検業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び平成29年度テレポート岡山非常用発電設備精密点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第59号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会の保全部門に係る自家用発電設備専門技術者の資格を有する者（常時雇用している者に限る。）を現場責任者として現場に配

置できる者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成29年6月19日（月） 午後4時

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話（086）226-7265（直通）

電子メールアドレス johoh@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年5月23日（火）から同年6月19日（月）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。

また、岡山県民生活部情報政策課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成29年5月23日（火）から同年6月19日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。以下同じ。）による場合にあつては、同月16日（金）午後5時を受領期限とする。

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成29年7月3日（月） 午前10時

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)

の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって平成29年6月30日（金）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4 (4) の一般競争入札参加申込書を提出した者は、平成29年6月30日（金）までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Trust of precise check of power generation equipment for emergency use

(2) Contract period :

From a day of the contract conclusion through 31 March, 2018

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10 : 00 A.M. 3 July, 2017

(5) Contact point for the notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama
Prefectural Government,

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : (086) 226-7265, Ext. 2372

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

◎岡山県公安委員会告示第七十六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十九年五月二十三日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日 時	場 所
平成二十九年七月三日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年七月七日(金) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年七月十日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年七月十七日(月) 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年七月二十日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年七月二十四日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

午後一時	平成二十九年七月二十六日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十九年七月三十一日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十九年八月三日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十九年八月七日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十九年八月十四日(月)	
午後一時	平成二十九年八月十八日(金)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十九年八月二十一日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十九年八月二十八日(月)	
午後一時	平成二十九年八月三十日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十九年九月四日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

日 時	場 所
平成二十九年七月五日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十九年七月三日（月） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十九年九月六日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年九月二十五日（月） 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年九月十八日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年九月十二日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年九月十一日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年九月六日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

午前九時 平成二十九年七月三十一日（月）	午前九時 平成二十九年七月二十八日（金）	午前九時 平成二十九年七月二十六日（水）	午前九時 平成二十九年七月二十四日（月）	午前九時 平成二十九年七月二十一日（金）	午前九時 平成二十九年七月十九日（水）	午前九時 平成二十九年七月十四日（金）	午前九時 平成二十九年七月十二日（水）	午前九時 平成二十九年七月十日（月）	午前九時 平成二十九年七月七日（金）
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

午前九時 平成二十九年八月三十日(水)	午前九時 平成二十九年八月二十八日(月)	午前九時 平成二十九年八月二十五日(金)	午前九時 平成二十九年八月二十三日(水)	午前九時 平成二十九年八月二十一日(月)	午前九時 平成二十九年八月十八日(金)	午前九時 平成二十九年八月九日(水)	午前九時 平成二十九年八月七日(月)	午前九時 平成二十九年八月四日(金)	午前九時 平成二十九年八月二日(水)
------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

午前九時 平成二十九年九月二十五日(月)	午前九時 平成二十九年九月二十二日(金)	午前九時 平成二十九年九月二十日(水)	午前九時 平成二十九年九月十五日(金)	午前九時 平成二十九年九月十三日(水)	午前九時 平成二十九年九月十一日(月)	午前九時 平成二十九年九月八日(金)	午前九時 平成二十九年九月六日(水)	午前九時 平成二十九年九月四日(月)	午前九時 平成二十九年九月一日(金)
-------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

平成二十九年九月二十七日(水) 午前九時	平成二十九年九月二十九日(金) 午前九時
-------------------------	-------------------------

3 スキート射撃(クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。)

日 時	場 所
平成二十九年七月七日(金) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十九年七月七日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年七月十四日(金) 午前十時	
平成二十九年七月二十日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十九年七月二十一日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年七月二十六日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十九年七月二十八日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

平成二十九年八月三日(木)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年八月四日(金)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年八月十一日(金)	午前十時	
平成二十九年八月十八日(金)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年八月十八日(金)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年八月二十五日(金)	午前十時	
平成二十九年八月三十日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年九月一日(金)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年九月六日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年九月八日(金)		倉敷市福田町浦田七四〇―一

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

午前十時	倉敷国際射撃場
平成二十九年九月十二日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十九年九月十五日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年九月二十二日(金) 午前十時	
平成二十九年九月二十八日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十九年九月二十九日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成29年5月23日 岡山県公報 第11890号

◎岡山県公安委員会告示第七十七号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、
次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十九年五月二十三日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十九年七月四日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十九年七月十八日(火)	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成二十九年七月二十五日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十九年八月一日(火)	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成二十九年八月二十二日(火)	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成二十九年八月二十九日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十九年九月五日(火)		真庭市仲間一八一六	

午前九時	湯原国際射撃場
平成二十九年九月十九日(火) 午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成二十九年九月二十六日(火) 午前九時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。